平成２３年（フ）第３７０号
北海道旭川市東光24条６丁目４番16号
破産者　有限会社あおしんフーズ
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９６号
北海道帯広市緑ケ丘二条通１丁目５番地
破産者　株式会社夢倶楽部
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１８８号
福島県須賀川市影沼町120番地の５
破産者　有限会社アサヒ興産
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
千葉県館山市船形990番地
破産者　宮後　妃博
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第６６４号
金沢市湊１丁目55番10、商業登記簿上の本店所在地金沢市湊２丁目37番地２
破産者　株式会社メイバン
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２９８号
金沢市間明町２丁目２番地
破産者　株式会社エーシーイ
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１３７１号
京都府木津川市州見台７丁目12番地19
破産者　アークデザインジャパン株式会社
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３１号
京都府福知山市篠尾新町３丁目111―２　丸越ビル３Ｆ
破産者　株式会社丸越
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第４０８号
沖縄県島尻郡南風原町字宮平649番地１
破産者　有限会社西原組
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第５９号
滋賀県近江八幡市安土町下豊浦2788番地１
破産者　吉原　　滋
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第２３号
大分県佐伯市米水津大字竹野浦204番地
破産者　宮崎陽一郎
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２３年（フ）第３７０号
名古屋市中区千代田２丁目20番１号　ソルシェ鶴舞1109号
破産者　畠中　英暢（旧姓鹿島）
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０４２号
愛知県小牧市古雅４丁目９番地14
破産者　山本和子こと　金　　和子
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３９１号
名古屋市港区明正２丁目305番地、住民票上の住所名古屋市港区船頭場１丁目334番地の１　ヴィラ・Ｋ　105号
破産者　平澤　啓至
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３８号
宮崎県日向市鶴町２丁目７番２号
破産者　馬越脇公生
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第２６４８号
札幌市東区伏古７条２丁目６番８号　ル・シェーロ102号
破産者　亀田　章宏
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８６５号
札幌市中央区宮の森４条６丁目２番20―201号
破産者　渡部千賀子
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１２８号
札幌市東区北43条東５丁目３番８号
破産者　竹内　文雄
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６６号
福島県いわき市内郷高坂町立野130―116　丹野義文方、住民票上の住所福島県いわき市平下荒川字砂田106番地の12
破産者　高根澤真砂子
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第４８３号
茨城県水戸市元吉田町1626番地　飛田住宅３号、旧住所茨城県水戸市元吉田町1623番地の１
破産者　高橋真理子
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所